

第 9 号議案

府中市職員退職手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 17 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

雇用保険法（昭和49年法律第116号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市職員退職手当条例の一部を改正する条例

府中市職員退職手当条例（平成２５年３月府中市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
(失業者の退職手当) 第１６条 省 略 ２～７ 省 略 ８ 省 略 （１）～（３） 省 略 （４） <u>安定した職業</u> に就いた者 雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する額 （５）～（６） 省 略 ９～１０ 省 略 １１ 第８項第４号に掲げる退職手当の支給があったときは、第１項、第３項又は第８項の規定の適用については、 <u>雇用保険法第５６条の３第１項第１号に該当する者に係る就業促進手当について同条第４項の規定により基本手当を支給したも</u>	(失業者の退職手当) 第１６条 省 略 ２～７ 省 略 ８ 省 略 （１）～（３） 省 略 （４） <u>職業</u> に就いた者 雇用保険法第５６条の３第３項に規定する就業促進手当の額に相当する額 （５）～（６） 省 略 ９～１０ 省 略 １１ 第８項第４号に掲げる退職手当の支給があったときは、第１項、第３項又は第８項の規定の適用については、 <u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第１項又は第３項の規定による退職手当の支給があったものとみ</u>

のとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。 【削 除】 12～13 省 略	なす。 (1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> (2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u> 12～13 省 略
---	--

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の府中市職員退職手当条例第16条第8項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員（府中市職員退職手当条例第2条に規定する職員のうち退職したものをいう。以下この項において同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。